



質問

この方法で管理組合の財産を管理する場合、保管口座に移し換える前の修繕積立金を収納口座から支出してもよいですか。

(相談概要)

この方法において、修繕積立金を取り崩して支出する場合、保管口座に移し換える前の修繕積立金を収納口座から支出してもよいですか。



回答

収納口座からの支出は当該月中の管理事務に要した費用に限定されているため、収納口座から修繕積立金を修繕積立金として支出することはできません。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。